

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 明老会

小笠原村高齢者在宅サービスセンター

(地域密着型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、訪問介護、
居宅介護、(介護予防)居宅介護支援)

小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター

(地域密着型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護)

身体的拘束等適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。社会福祉法人明老会が管理・運営する小笠原村高齢者在宅サービスセンターが行う地域密着型通所介護、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護、訪問介護、居宅介護、居宅介護支援又は介護予防居宅介護支援、及び小笠原村母島高齢者在宅サービスセンターが行う地域密着型通所介護、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下、施設）は、ご利用者様お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- I 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- II 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- III 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- IV 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- V 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- VI 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- VII 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- VIII 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- IX 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- X 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- XI 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、ご本人・ご家族等への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者様の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① ご利用者様の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。
お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。
施設長・管理者・相談員・サービス提供責任者、看護師等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理症状について施設全体で習熟に努めます。
- ③ 身体的拘束適正化のためご利用者様・ご家族等と話し合います。
ご家族等とご利用者様本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(以下委員会)を設置し、施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していたご利用者様に係る状況の確認を含みます。委員会は半年に1回程度の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

- ① 施設長、副施設長
- ② 管理者
- ③ 介護支援専門員
- ④ 看護師
- ⑤ その他、管理者が必要と認める者

(3) 委員の役割

- | | |
|-----------------|--|
| ① 施設長、副施設長 | 統括責任者 |
| ② 管理者 | 委員会の招集、統括管理 |
| ③ 相談員、サービス提供責任者 | ご家族等との連絡調整、記録、ケア方法の工夫、記録とその活用、ケアマネとの連携 |
| ④ 介護支援専門員 | ケアプランの整備、意向の確認等、ご利用者様・ご家族等の意見調整 |

⑤ 看護師 医師との連携、医療機関との連携、ご本人・ご家族等への説明

(4) 委員会の検討項目

① 前回の振り返り

② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③ (身体的拘束を行っているご利用者様がいる場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者様の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④ (身体的拘束を開始する検討が必要なご利用者様がいる場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後医師、ご家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)

⑧ 今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、その他の従業者について、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

・切迫性(ご利用者様本人又は他ご利用者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)

・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)

・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

ご利用者様の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家

族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※様式①「身体的拘束実施計画書」

※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する同意書」

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況やご利用者様の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※様式③「身体的拘束記録用紙」

6. ご利用者様等による本指針の閲覧

本指針は、施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ご利用者様やご家族等が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

附則 この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。

附則 この指針は、令和 6年 4月 1日より適用する。

《様式①》

身体的拘束実施計画書

作成年月日	
利用者名	
カンファレンス参加者	
【身体拘束に至るまでの経緯・理由】	
<p>(具体的な「問題行動」は何か・どれくらいの間、どのように起きているのか・どれくらいの頻度で、いつ、どこで、どのような状況でその行動は生じているのか・「問題行動」に対してどのように働きかけたのか・働きかけにどのような反応をしたのか・「問題行動」が起こる前兆は何か・他人や本人に対してどのような影響があるのか・この「問題」を変えることはどれくらい大切か)</p>	
【曜日・時間帯・行動制限の条件】	
<p>(拘束的介入が用いられるべき状況・1回あたりの使用時間・選定された方法が利用者本人にもたらす利点・選定された方法が利用者本人にとって、最も拘束度合いの低いものであることの具体的照明)</p>	
【身体拘束によって起こる本人に対する影響や課題とその対応】	
【今後の対応・展望】	
<p>1、観察と分析(本人の立場から見て、何故その行動が起こっているのか・この行動を引き起こす考えられる要因は何か・この行動を起こさせないための支援は何か：環境調整・構造化・考えられる支援等) 2、予防的支援(「問題」行動を引き起こさないためのその行動に代わる好ましい行動とは何か・本人にとっての意味のある適応的行動は何か・そのためにどのような支援が考えられるか)</p>	

《様式②》

緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うこととお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

社会福祉法人明老会

代表者名：

説明者名：

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏名：

(代理人) 氏名：

《様式③》

身体的拘束記録用紙

ご利用者氏名： _____ 様

実施する身体拘束の内容

①
②
③

経過記録

日にち										
身体拘束の内容 (上記数字)										
時間 (2時間毎)										
皮膚トラブル										
しびれ										
発汗										
ゆるみ										
評価(利用者の反応)										
継続の評価										
切迫性										
非代替性										
一時的										
サイン										

※観察項目

○×で記入。

皮膚トラブル…発赤、発疹、外傷、かゆみ、皮膚色など

継続の評価にひとつでも×があった場合、直ちに解除し様子を見る必要がある。

身体拘束適正化 対応フロー図 (作成例)

介護等の現場で身体的拘束の必要性が懸念される事態発生



夜間及び突発的・緊急的な対応が必要



緊急的に施設の緊急時対応マニュアルで対応



施設長・管理者等に報告



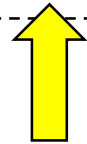
施設長・管理者等で身体拘束実施が

必要性が懸念される
(委員会検討事項)

必要性が認められない
(介護の見直し)



介護職員への伝達



<身体的拘束適正化検討委員会>

参考様式①に記録し保管 (拘束実施に至った場合 5年間保存)

○利用者の様態の確認
○身体的拘束必要性 (3要件について個別具体的に) 判断

必要性が認められない
(介護の見直し)

○職員伝達事項確認
○職員伝達者確認

緊急やむを得ない身体拘束の必要性が認められた場合
○拘束実施方法の検討
○拘束実施時間・期間の検討 (具体的に検討・明記すること)

利用者・家族への説明
内容 (参考様式②説明欄の確認)・説明者の確認

委員会で定めた期間の経過
ほか状況の変化など必要に応じて再度委員会で検討

利用者・家族への説明・参考様式②への記名・押印

身体的拘束の実施・日々の様態の確認・記録 (参考様式

